

平成 26 年 7 月 1 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

紙容器事業部

(改定日：平成 26 年 7 月 1 日)

## オンラインによる事業者登録申請の概要 (紙製容器包装・固形燃料化事業者)

オンラインによる事業者登録の申込方法は以下をご参照ください。なお、「オンラインによる事業者登録の手続きについて」もあわせてご確認をお願いします。

### (1) 事業者登録申請書類の構成

#### ① 様式類 (定められた様式で提出する書類)

| 書類名  | 施設ごと | 作成方法                     | 提出方法           | 備考                               |
|--|------|--------------------------|----------------|----------------------------------|
| 様式 1 : 紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者登録申込書              |      | オンライン入力後印刷               | オンライン及び印刷書類を郵送 | 印刷した書類に必ず代表者の署名押印を <u>してください</u> |
| 様式 1 - ② : 紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者 (固形燃料化) 登録申込書 |      | オンライン入力後印刷               | オンライン及び印刷書類を郵送 |                                  |
| 様式 2 : 紙製容器包装分別基準適合物再生処理事業者 (固形燃料化) 登録申込書      | ○    | オンライン入力後印刷               | オンライン及び印刷書類を郵送 |                                  |
| 様式 3 : 紙製容器包装分別基準適合物再生処理事業者 (固形燃料化) 登録申込書      | ○    | オンライン入力後印刷               | オンライン及び印刷書類を郵送 |                                  |
| 様式 1 - ③ : 紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者 (固形燃料化) 登録申込書 |      | 書類をダウンロード (印刷) して、手書きで記入 | 記入した書類を郵送      | 新規登録申請事業者のみ                      |
| 様式 2 - ② : 紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者 (固形燃料化) 登録申込書 | ○    | 同上                       | 同上             |                                  |
| 様式 4 : 紙製容器包装再商品化製品引き取り同意書 (固形燃料化事業者用)         |      | オンライン入力後印刷               | オンライン及び印刷書類を郵送 | 再商品化製品利用事業者の署名押印必要               |
| 様式 5 : 紙製容器包装分別基準適合物再生処理事業者 (固形燃料化) 登録申込書      | ○    | 書類をダウンロード (印刷) して、手書きで記入 | 記入した書類を郵送      | 施設 (工場) の新設又は改造実施中の事業者のみ         |
| 提出書類チェックリスト (固形燃料化事業者用)                        |      | 同上                       | 同上             |                                  |

#### ② その他提出書類

経営関連の提出書類、施設関連の提出書類等は、全て紙の書類で提出していただきます。オンラインの対象ではありません。

## (2) 書類の提出

上記の提出書類チェックリストを確認の上、様式1～5、提出書類チェックリスト、経営関連、施設関連等の全ての書類をそろえた上で、正副（コピー）2部を平成26年7月31日（木）（当日消印有効）までに簡易書留にて書類を郵送してください。なお、オンラインによる入力や修正は31日の17:00まで可能ですが、送付書類に31日（木）までの消印がない場合はオンライン入力データが無効となりますのでご注意ください。

## (3) 注意事項

オンラインで入力した様式1、様式1-②、様式2、様式3のデータと協会へ郵送で提出する様式1、様式1-②、様式2、様式3の内容は必ず同一となるようにしてください。印刷後にオンライン修正した場合は、必ず修正後の書類を再度印刷し、期日までに郵送いただく必要があります。